

大切なお知らせ

1. 外国人登録について（ガイドブック 22 頁参照）

皆さんは、居住する市に留学生として登録する必要があります。外国人登録証明書は約 1 ヶ月後に交付されます。それまでの間に証明が必要な場合は、市役所または最寄の支所（吹田市：南千里、豊中市：蛍池、千里中央）で、登録原票記載事項証明書を発行してもらうことができます。

2. 一時出国、再入国許可について（ガイドブック 23 頁参照）

休暇中等に日本を一時出国する際には、担当教員の許可を得て、一時出国の申請書を所属部局に提出する必要があります。また、大阪入国管理局で必ず再入国の許可を得る必要があります。この手続きをすることなく出国すると、再入国することが難しくなります。詳細については、ガイドブックをご覧ください。

3. 資格外活動の許可について（アルバイト）（ガイドブック 23 頁参照）

パートタイムで働きたい場合は、まず入国管理局で資格外活動の許可を得る必要があります。在留資格が留学なので、週に 14 時間以上働くことはできません。申請を希望する場合は、所属部局の担当者に聞いてください。

4. 国民健康保険について（ガイドブック 32 頁参照）

国民健康保険に加入すると、医療行為を受けた際、医療費の 30%を病院で支払います。加入するには保険料を支払う必要があります。保険料の通知は毎月市役所から家に送られるので、銀行または郵便局で支払います。希望すれば一括で支払うことも可能です。病院に行く際には必ず保険証を持参します。

5. JASSO 医療費補助について

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）による医療費補助制度は 2009 年 3 月をもって廃止となりました。

6. 学生のための災害・事故の保険について（ガイドブック 33 頁参照）

万一の災害・事故のための保険に加入することもお勧めします。この保険は、国民健康保険では保障しきれない多額の医療費が保証されます。例えば、化学系学生の場合、実験中事故に合う可能性もあります。オリエンテーションでハンドブックを渡します。

7. JASSO 奨学金、大阪大学奨学金について

毎月月初に必ず所属部局で、在籍確認のためのサインをしてください。

該当月に 1 日も日本にいなかった場合、また日本にいても当月中にサインをしなかった場、その月の奨学金は支給されません。